

広報



# いよがわら

発行所

五所川原市役所

465号

昭和55年2月15日

印刷 西北印刷

市の人口  
52,782人

男 25,625人  
女 27,157人

世帯数 14,389

(昭和55年2月1日現在) 住民基本台帳から



## 寒さに負けず

### 「親子スキー教室」

市連合PTA主催の「親子スキー教室」が、2月2、3の両日、少年自然の家、神山スキー場で150人の親子が参加して行われました。

初日の2日は、親子そろって少年自然の家で入所式を行ったあと、さっそくスキー場に繰り出し実技練習。指導員のアドバイスで、ゲレンデの昇り方から滑降

の姿勢など実地に学び、歓声をあげながら次々滑りおりました。

参加者たちはこの日、少年自然の家に一泊、「夕べのつどい」や「映画鑑賞」、「歌とゲーム」で楽しいひとときを過ごしました。

〔写真＝2月2日、神山スキー場で〕



地域について、ご説明いたしましょう。

なお、用途地域のほか防火地域、風致地域、駐車場整備地区などの「地域地区」の制度があって、安全かつ機能的で、良好な環境をもった秩序ある都市の形成が図られています。

## 行10周年記念

# 育てよう わがまち

## を考えよう

### ②第二種住居専用地域

中高層住宅も建つような住宅地としての良好な環境を保護するための地域です。工場、ポーリング場、旅館など良好な住環境をそこなう建物は建てられませんが、病院、一定規模以下の店舗、事務所などは建てられます。

### ④近隣商業地域

周辺の住民に対して日用品を供給する商業などの利便を増すための地域です。一般の工場や劇場、キャバレーなどは建てられませんが、店舗、事務所などのほかに小規模な工場は建てられます。

### ⑤商業地域

銀行、百貨店、映画館、飲食店などの各種の商業業務施設が集まる都心などの商業業務の利便を増すための地域です。とくに商業地としての環境をそこなうような工場などの建築が制限されるだけで、その他の用途の建物はほとんど何でも建てられます。また、土地を高度に利用できるようになっています。

### ⑥準工業地域

主として環境の悪化をもたらすおそれのない工業の利便を増すための地域です。とくに公害の発生のおそれのある工場や危険物を扱う工場を除いてはほとんどの用途の建物が建てられます。

### ⑦工業地域

主として工業の利便を増すための地域です。準工業地域では建てられないような工場も建てられます。工場以外の建物については、住宅、店舗、娯楽施設などは建てられますが、学校、病院、ホテルなどは建てられません。

### ⑧工業専用地域

とくに工業の利便を増すための地域です。工場はどんなものでも建てられますが、工業の利便をそこなうおそれのある建物は建てられず、学校、病院、ホテルなどはもちろん、工業地域では建てられる住宅、店舗、娯楽施設なども建てられません。

行政管理庁では、当市住民の行政に関する苦情等の相談に応じ、その解決を手助けするため、次の方を「行政相談委員」に委嘱しております。

五所川原市大字姥菴字桜木

行政相談委員 坂本 甚作 (☎⑤3048番)

五所川原市字柳町8

行政相談委員 成田 栄一 (☎④3028番)

#### 役所の仕事でお悩みの方は行政相談委員へ

相談は、無料で口頭、電話、手紙のいずれの方法でもよく、相談を受けた行政相談委員は、秘密を守り親身にお世話することになっています。

相談の内容は、役所の仕事に関するものであれば何でもよく、例えば、恩給、年金、登記、国税、保険、生活保護、環境衛生、農地、郵便、道路、交通、公営住宅、河川、公害、その他一般許認可、国鉄、電々、専売、公団、公庫、事業団等のが対象になります。

三月一日から市役所（病院を除く。）の  
執務時間が、次のように変更になります。  
□期間 三月一日から九月三十日まで  
□月曜日から金曜日

午前八時三十分から午後四時四十五  
市の執務時間

三月一日から変更

分まで（昼の休憩時間は、正午から  
午後零時四十五分まで。）

□土曜日  
午前八時三十分から午後零時十五分  
まで。



# 用途地域とは

健全なまちを育成するために、建物の用途や形態別に8種類の地域に細分化されます。これを、用途地域といいます。つまり、住居と工場が隣り合ったり、学校と娯楽場が一緒にならないよう、お互いの立場を尊重しながら、建てるべき地域と形態を決めよう…ということなのです。それでは、8種の用途

## 都市計画法施

# みんなの明日の都市計画

### ① 第一種住居専用地域

低層住宅地としての良好な環境を保護するための地域です。工場や風俗営業施設など、良好な住環境をそこなう建物は建てられませんが、日常生活に必要な一定の店舗併用住宅、公衆浴場、小中学校、小規模な郵便局などは建てられます。

### ③ 住居地域

主として住居の環境保護をするための地域です。工場や劇場、キャバレーなど、住環境をそこなう建物は建てられませんが、とくに小規模な工場やパチンコ屋、ボーリング場、ホテル、旅館などは建てられます。

### 農業委員会委員

市選挙管理委員会では、農家の皆さんから申請のあった農業委員会委員選挙人名簿を次の日程で縦

理委員会(本庁四階) 異議の申出 名簿を縦覧し、名簿に記載もれがあったり誤ま

### 選挙人名簿の縦覧

覧に供します。

縦覧期間 二月二十三日から三月八日まで。

(毎日午前八時三十分から午後五時まで)

縦覧場所 市選挙管

りがある場合は、縦覧期間内に異議を申し出る事ができます。 市選挙管理委員会(電話 521-1111番・内線三二七・九番)

免除されます。

### 自動車運転免許証、自動車検査証は

運転免許証は、次回の更新のときに、警察署へ届けて下さい。

自動車検査証は、定期検査のときに陸運事務所へ変更手続きをして下さい。

### 無料証明書を発行

します

そのほか必要に応じて変更手続きをして下さい。

住所の書き換えに必要な証明書(住居表示変更証明書)は市ですべて無料で発行します。

ただ、次の方々は、住所変更の

更の

手続きを

### 土地建物など

不動産登記の変更は土地・建物登記の所在表

### 国民年金証書、国民健康保険証などは

国民健康保険証、国民年金証書、手帳、身体障害者手帳など本人が

お持ちになっている証書や手帳は、出てくるだけ早目に変更手続きをして下さい。

## 新しい住居表示 (新宮団地地区)

前号に引き続き、新しい住居表示のねらいについてお知らせします。

### 住所変更

心要なときに手続きをして下さい。

住居表示が実施されますと、その期日以後は、すべて

示については、法務局で自動的に書き換えます。

所有者の住所の変更は、必要に応じて法務局に申請して下さい。

この場合の登録免許税は免除されます。

### 商業登記、法人登記の変更

会社の所在及び役員住所、あるいは法人登記の事務所及び役員住所は、変更登記を法務局へ申請して下さい。

この場合の登録免許税も

### 市では、税の

未納者に対して督促状等を発送し滞納整理に務めていますが、

更正前の金額で納税し更正後のものの納付もれも見受けられま

すので、いま一度納税通知書をご覧下さい。

### 市税の滞納 解消にご協力を

なお、納期限後の納税には督促手数料等が加算されますからくれぐれも納税もれのないようご留意下さい。(市収納課)



# 国民健康保険 被保険者証の検認を

皆さんが現在持っている被保険者証(昭和54年4月更新)は、3月31日で有効期限が切れます。

検認印のないものは、4月1日以降使用できませんので、必ず検認を受けて下さい。

### □検認を受ける際

- 1 被保険者証をご持参下さい。
- 2 被保険者証に出生、死亡、転出、転入、そのほか脱退等の変動があった場合は、係員にその旨を申し出て下さい。(この場合、印鑑が必要です)  
被保険者証は、皆さんが勝手に訂正することはできません。

## 地区別検認会場及び日程

地区	月日	曜	検認会場	時間	対象区域
毘沙門	3.11	火	毘沙門支所	9:00~15:30	毘沙門地区
三好	3.12	水	三好支所	9:00~15:30	三好地区
飯詰	3.13	木	飯詰支所	9:00~15:30	飯詰地区
七和	3.14	金	七和支所	9:00~15:30	七和地区
長橋	3.17	月	長橋支所	9:00~15:30	長橋地区
梅沢	3.18	火	梅沢支所	9:00~15:30	梅沢地区
栄	3.19	水	市役所地下(旧食堂)	9:00~15:30	栄地区
松島	3.21	金	〃	9:00~15:30	松島地区
中川	3.24	月	〃	9:00~15:30	中川地区
本庁	3.25	火	〃	9:00~15:30	元町、田町、東町、新町、鎌谷町、一ッ谷、烏森、下り枝、大町、本町、弥生町
	3.26	木	〃	9:00~15:30	幾島町、柏原町、末広町、錦町、寺町、上平井町、中平井町、敷島町、新宮町、芭蕉、新宮字岡田
	3.27	木	〃	9:00~15:30	旭町、川端町、中川長橋、下平井町、幾世森、岩木町、栄町、八重菊、平和町、不魚住、布屋町
	3.28	金	〃	9:00~15:30	雛田(さつき町)、柳町、松島町、小曲
全域	3.29 3.31	土 月	市役所保険 衛生課	9:00~16:00	地区の検認期日に受けられなかった方

### くるみ園に善意続々

ありがとうございます

□五十四年十二月二十日、寺町工藤常商店が、アイスクリーム九十六個、また同年十二月二十八日、プリン八十個をそれぞれ寄贈しました。

□五十四年十二月二十三日、板柳町りんご育成会(外崎栄一代表)が、ふじ十二入り七箱、スターキング

同七箱を寄贈。

□一月五日、五所川原市更生保護婦人会(佐々木初海会長)が、砂糖二十袋、りんご五十個、もち二箱、みかん一箱を寄贈。

□一月二十九日、敷島町対馬イサさんが、米二十六、八を贈りました。

□恵みの箱(東町)から

一万四千四百四円。

### 保育所(園)の

### 申込みは早めに

四月から保育所(園)へ入所するお子さんのある方で、まだ入所の申し込みをしていない方は、至急申し込んで下さい。

四月になつてから申し込んでも入所できない場合があります。

### 街頭献血にご協力を

県の移動採血車「青い鳥」が、次の日程で街頭献血を行います。

▲とき・ところ 三月六日(木) 午前十時三十分から正午

午後一時三十分から三時

五所川原保健所前

午後一時三十分から三時まで 五所川原電報電話局前

▲とき・ところ 三月二十一日(金)

午前十時三十分から正午 午後一時三十分から三時

五所川原保健所前

午後一時三十分から三時まで 東北電力五所川原営業所前

### みんなの健康教室

医師会と家庭を結び、み

みんなの健康教室」が次の日程で開かれます。お気軽においで下さい。今回のテーマは、「冷え症」についてです。

□とき 二月二十二日(金) 午後一時から

□ところ 産経会館四階ホール

□主催 北五医師会、五所川原市民保健協議会



# 遺児に入学祝金等を支給

## 該当者は手続きをして下さい

市では、遺児の健全な育成と福祉の向上を図るため、下記の要綱で遺児に対し入学・卒業祝金、弔慰金及び激励金品等を支給しています。

該当する方は、市福祉事務所・児童係(☎5)2111番・内線245番)へ申請の手続きをして下さい。

なお、申請用紙は当所に備えてあります。手続きの際は、必ず印鑑を持参して下さい。

## 支給内容

区分	該当理由	金額	備考
入学祝金	遺児が小学校に入学するとき	7,000円	55年3月支給
卒業祝金	遺児が中学校を卒業するとき	10,000	55年2月支給
弔慰金	父または母の死亡により児童が遺児となったとき	10,000	54.4.1~55.3.31の間に遺児となった世帯
激励金	遺児を激励するとき	金品	遺児全員

## 新着図書

### 市立図書館

読みきかせの発見	増村 王子	「存じません」「忘れました」の理論	安倍 北夫
ポケットの本、机の本	丸谷 才一	わが処世の秘訣	本田 静六
高校生におくる知的生活のすすめ	山田 寛	天国の扉	千乃 祐子
私の履歴書	御木 徳近	硬派たれ	戸井 十月
唯物史観と現代	梅本 克己	人生日訓365日	友松 圓諦
白い国の詩	東北電力編	忘れ得ぬ出会い	池田 大作
藤原弘達の生きざまと思索	藤原 弘達	宮城文学夜話	河北新報社
新しい世界の通貨	真田 武夫	今晚のおそうざい	大滝富美子
ふぶき、海鳴り	嶋 祐三	一竿有縁	須藤 均治
中華人民共和国地図集	中国地図出版社	如拙/周文	松下 隆章
図録農民生活史事典	秋山 高志	大型稲作にかける	竹本平一
土木機材事典	産業調査会	津軽文士群	清藤 碌郎
あそび宝鑑	菅原 道彦	雪国中年子守唄	あゆかわのぼる
若き実力者たち	沢木耕太郎	幸せのとなり	橋田寿賀子
警察白書	警察庁	日々これ好食	山本 容明
門と堀	主婦と生活社	悲しみの歌	遠藤 周作
料理上手は手抜きがうまい	寺門 友子	はなし帖	宇野 信夫
オープン・トースター	勲 辻	白昼の白想	開高 健
駒音高く	青森県将棋連盟	鬼の棲む里	長尾 宇迦
青春風土記4	週刊朝日	津軽野歌集	浜田 ちか
音楽教育を子どものものに	山本 弘	人のいる風景	富士真奈美
雪路氷結路のドライビング	木全 巖	笑坂	後藤 明生
絵で見るこどもの応急手当	マーティン・グリーン	悲の器	高橋 和己

## 県立郷土館の見学とレクリエーション

市教育委員会では、「郷土の歴史を学ぼう」と青少年地域活動事業の一つとして、県立郷土館の見学とレクリエーションを行ないます。青少年のみなさんの参加をお待ちしております。

□とき 三月九日(日)

□ところ 県立郷土館、青森市勤労青少年ホーム

□交通 午前八時三十分

ら貸切バスが出ます。

□会費 一人 千円

□申込先 市教育委員会 社会教育課 (☎5)2111番・内線二五〇)か市勤

## 老人福祉にと

## 十万円寄付

市内本町の成田栄一さんはこのほど、老人福祉事業

労青少年ホーム (☎4)三六〇二番)

□申込み締切り 二月二十九日(金)

□その他 (1)昼食を持参して下さい。

(2)県立郷土館見学後青森市勤労青少年ホーム(松原一丁目)でレクリエーションを予定しております。

に役立てて下さいと、十万円を市に寄付しました。一月二十七日亡くなった父堅造さんの香典返しとして贈ったものです。

## 固定資産税 課税台帳の縦覧を

市税務課では、次の日程で五十五年度の固定資産税課税台帳を縦覧に供します。

とくに前年度に不動産を買売、または家屋の新・増築をされた方は縦覧して下さい。

### 縦覧期間

三月一日(三月二十一日まで)。(平日は、午前八時三十分から午後四時まで)土曜日は、午前八時三十分から正午まで。

### 縦覧場所

市税務課(本庁三階)



## 図書寄贈者

江渡 哲哉(旭町)	木村 友一(東町)	前田 清治(松島町)	春藤 浅七(唐笠柳)	前田 静子(布屋町)	大沢 良信(蓮沼)	堀内 徳右エ門(新町)	土岐 義吉(野里)	石岡 盛金(野里)	佐藤 善藏(上平井町)	浜田 ちか(上平井町)	松野木小学校	南小学校	ロータリークラブ
-----------	-----------	------------	------------	------------	-----------	-------------	-----------	-----------	-------------	-------------	--------	------	----------

(敬称略)



### 青森県中小企業 春期資金特別保証制度(略称春)

- 1 保証対象 県内に主な事業所を有する中小企業者
- 2 実施期間 2月1日～5月31日
- 3 保証条件
  - (1)資金の用途 運転資金
  - (2)保証金額 一企業につき個人、会社 3,000万円以内  
組合 3,000万円以内  
ただし、組合が組合員に転貸する場合は一組合員 3,000万円以内とし、その組合に対する保証限度額は10,000万円以内とする。
  - (3)保証期間 6カ月以内
  - (4)保証形式 手形貸付、証書貸付及び手形割引の保証
  - (5)償還方法 一括払いまたは割賦償還
  - (6)利息及び保証料 利息 取扱金融機関の所定利率  
保証料 年率0.98%
  - (7)保証人及び担保 保証人は1人以上とし、必要に応じて担保を徴する。
- 4 受付場所 取扱金融機関及び信用保証協会本・支所



## 将来は全南米に進出

三好 柔道家の相馬さん帰郷

南米アルゼンチン・ブエノスアイレスで活躍している市内三好出身の柔道家、相馬英樹さん(三六)がこのほど九年ぶりに帰郷し、母校の五所川原高校や市内の高校で柔道の指導にあたっています。

相馬さんは、ブエノスアイレスで「相馬道場」を構えているほか、アルゼンチ

ン内に十三の支部道場を持つっており、大学師範などを含め約千人の弟子を抱えています。

将来は、アルゼンチン全州(二四州)に道場を持ち、さらに全南米に進出したいと張り切っており、南米の柔道熱を一段と高めています。

## 建設業経営講習会

定員になり次第締め切ります。

建設関連事業を営む方を対象に、知らない損をする「請負契約のアレコレと代金回収の仕方」について講習会を開催します。

□とき 三月五日(水)  
午後一時から五時まで

□ところ 産経会館四階

□受講料 一人千円。

□講師 建設業コンサルタント 近野敬氏

□受講定員 五十人

□お申込み 受講料を添えて五所川原商工会議所(☎〇二二二二番)へお申し込み下さい。

県立弘前高等学校通信制では、五十五年度も向学心のある方々の入学を望んでいます。

出願は、三月三日から四月七日

日まで

弘高通信制  
入学者を募集

封のうえ、ご請求下さい。  
なお、希望する科目だけを勉強したい方や就学前のお子さんがいるため入学をためらっている方もご相談下さい。

青森県立弘前高等学校通信制(弘前市大字新寺町一番地、☎〇一七二九四二四番)

## 「税務署だより」

東北税理士会五所川原部会(長内堅造部会長)では二月二十三日の税理

談はもちろん、所得税の確定申告の相談も行います。

□とき 二月二十三日

## 『税の相談所を開設』

土記念日の行事として、「税の無料相談所」を開設します。

当日は、税に関する相

(土)午前九時三十分から午後三時三十分まで

□ところ 産経会館 四階ホール

広報紙の早期配布にご協力下さい